

令和 6 年 3 月 1 日

道路管理者

横浜市長 山中 竹春

都市再生特別措置法に基づく特例道路占用区域の指定の解除について

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 62 条第 1 項に基づき、同法第 46 条第 10 項に規定する事項に係る施設等のための区域の指定を解除するので、同法第 62 条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 1 日から、30 日間一般の縦覧に供する。

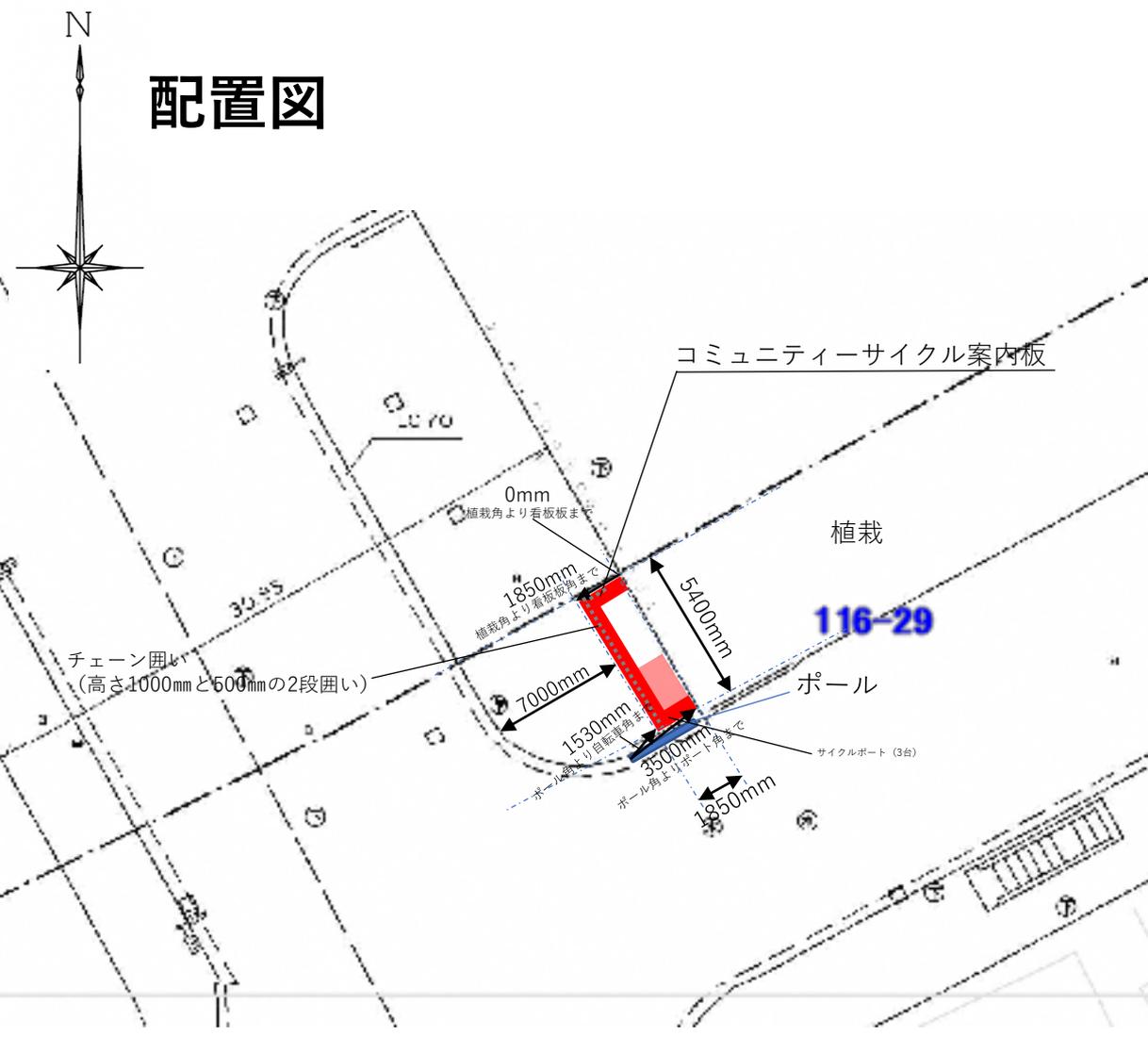
- 1 特例道路占用区域の指定日
令和 6 年 3 月 1 日
- 2 特例道路占用区域の所在地
南区高根町 2 丁目 10 地先 （解除）
- 3 占用する施設等の種類
道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- 4 図面縦覧場所
横浜市道路局管理課
横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市庁舎 21 階北側受付
- 5 閲覧時間
土曜日、日曜日、及び祝日を除く、午前 8 時 45 分から午後 5 時

問合せ先 道路局管理課占用係

045(671)3525

南区高根町二丁目 10 地先(阪東橋駅)

配置図



占用面積 (9.99㎡)

位置図



写真

